

# 合併公告

令和6年2月2日

株主および債権者各位

神奈川県横浜市中区尾上町6丁目81番地  
株式会社日新  
代表取締役社長 筒井 雅洋

当社は、令和6年4月1日を効力発生日として、当社（甲）を存続会社、日新エアカーゴ株式会社（東京都千代田区麴町1丁目6番4号、以下「乙」という）を消滅会社とする吸収合併を行い、当社は乙の権利義務全部を承継することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は同784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、当社は乙の全株式を所有しておりますので、この吸収合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

## 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終の貸借対照表の開示状況は、次の通りです。

(甲)	金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)	掲載紙 官報
	掲載の日付 令和6年2月1日
	掲載頁 223頁（号外第26号）

以 上